

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 42(オ)246	原審裁判所名	大阪高等裁判所
事件名	土地建物所有権移転登記手続請求	原審事件番号	昭和 36(ネ)730
裁判年月日	昭和 43 年 9 月 12 日	原審裁判年月日	昭和 41 年 11 月 25 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 92 号 231 頁		

判示事項	贈与の主張に対し死因贈与を認定することの適否
裁判要旨	係争家屋の所有権を贈与により取得したとして贈与者の相続人らに対し贈与を原因とする所有権移転登記を求めたのに対し、裁判所が、右贈与の主張は死因贈与の主張を包含するものと解して、死因贈与による所有権移転を認定しても、当事者の主張しない事実を認定したものとはいえない。

全 文	
主 文	
	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人らの負担とする。
理 由	
	上告代理人小久保文雄の上告理由第一ないし第四について。 <u>原審における弁論の全趣旨によれば、被上告人が贈与により本件不動産の所有権を取得した旨の主張には、死因贈与による取得の主張も含まれているものと解される。従つて、原判決が、被上告人は上告人ら先代Dから本件不動産の死因贈与を受け、その所有権を取得したと認定したことは、何等当事者の主張しないことを認定したものではない。そして原審の事実認定は挙示の証拠によつて肯認し得、原判決には何等所論の違法はない。それ故、論旨は採用し得ない。</u> よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 松田二郎 裁判官 入江俊郎 裁判官 長部謹吾 裁判官 岩田誠 裁判官 大隅健一郎)

※参考：判例タイムズ 228 号 94 頁、判例時報 537 号 47 頁